

2019年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」成果報告書

団体名	愛媛県
-----	-----

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究	(ア) 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及び共同学習の機会を学校として計画的に実施するための方法に関する研究	○
	(イ) 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究	○
	(ウ) 通常の学級の担任などの教職員が主体的に交流及び共同学習に取り組むための体制整備の在り方及び教職員の意識向上に関する研究	
	(エ) ICTを活用した交流及び共同学習に関する研究	
②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究	(ア) 特別支援学級が設置されていない小・中学校における学校間交流を推進するための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(イ) 高等学校における学校間交流や居住地校交流を進めるための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(ウ) 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究	
	(エ) 居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置くなど、居住地域との結びつきを強める工夫に関する研究	
③障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究	(ア) 障害のある大人の人との交流に当たり、福祉部局や社会福祉法人等と連携したネットワーク形成に関する研究	
	(イ) 教育委員会と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会(仮称)」を設置し、取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究	
	(ウ) 高等学校の生徒や特別支援学校の高等部の生徒が、継続的に地域の障害のある大人の人との交流をするための方策に関する研究	

2 事業の概要

※愛媛県では、「障害」を「障がい」と表記することとしている。

本事業では、文化・芸術活動や障がい者スポーツの体験学習を対象校における教育課程に位置付け、年間を通じた計画的・継続的な交流及び共同学習の取組を行うことで、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒等が共に触れ合う機会を通じて、互いに社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する心を育むことを目的としている。事業最終年度となる2019年度は、文化・芸術活動又は障がい者スポーツ活動を通じた交流及び共同学習の機会を県下3地域に設け、県全域に向けて障がい者理解の一層の推進を図るため、以下の内容に取り組んだ。

(1) モデル校による取組

【文化・芸術による交流及び共同学習】

○モデル校／東予地域 愛媛県立今治特別支援学校高等部及び、愛媛県立今治東中等教育学校後期課程

- ・ 両校での交流及び共同学習の教育課程上の位置付けと、県内の舞台芸術団体の劇団員等の協力による表現活動に関するワークショップ（オリジナルミュージカルの創作）の計画的・継続的な実施
- ・ 年間を通じたワークショップによる相互理解と、その成果を地域に発信する（公共施設において上演）ことによる障がい者理解の促進

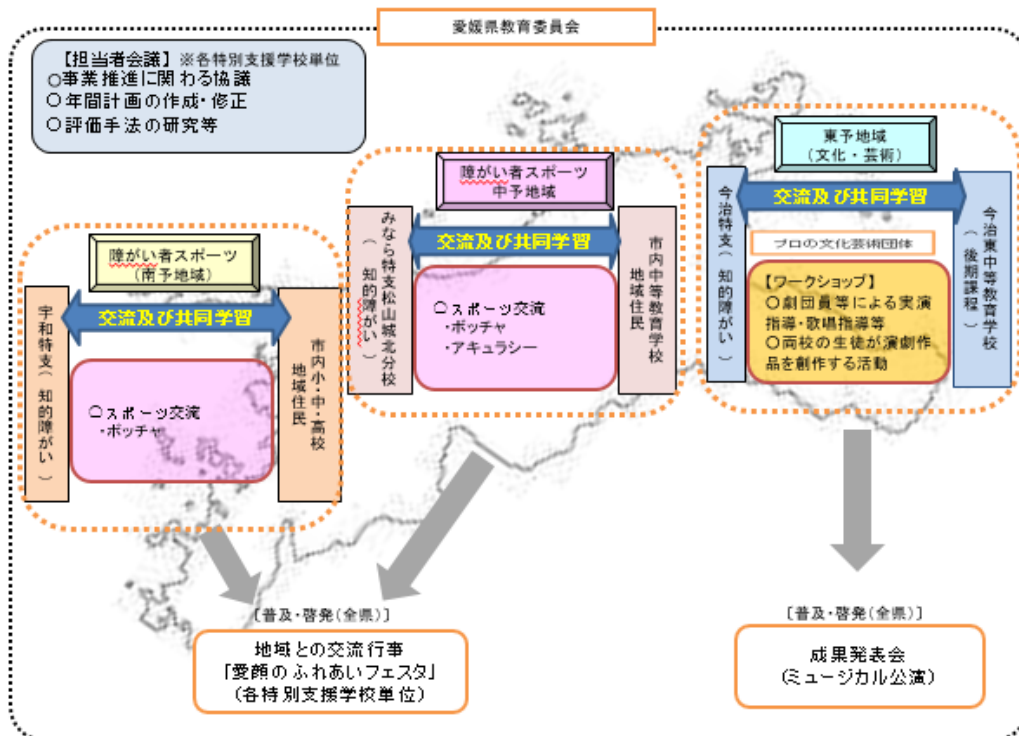
【障がい者スポーツによる交流及び共同学習】

○モデル校／中予地域 愛媛県立みなら特別支援学校松山城北分校
南予地域 愛媛県立宇和特別支援学校

- ・ 特別支援学校の生徒が交流相手校や地域住民等に対して、障がい者スポーツ（ボッチャやアキュラシー等）について説明したり、共に体験したりする交流及び共同学習の実施
- ・ 地域への普及活動である「愛顔（えがお）のふれあいフェスタ」の実施による障がい者理解の促進

(2) 県教育委員会の取組

- ・ 担当者会の開催
- ・ 児童生徒の変容等を見取るための自己評価・事業評価の実施（事業共通）
- ・ 交流及び共同学習啓発リーフレットの作成・配布



3 事業の成果

(1) 教員の目的意識の明確化

教育課程上の位置付けを明確にした年間計画を作成したことにより、段階的・計画的に実施することができた。その実践・評価・改善に当たっては、両校教員等による担当者会や資料・電話による進捗状況の確認などを通して行った。各実践校で、活動のねらいや目的に関して、高い意識のもと取り組むことができおり、交流及び共同学習を通して児童生徒の意識の高揚や、態度の変容を実感することができた。

(2) 「心のバリアフリー」の推進

ア 児童生徒の変容

児童生徒の変容を見取るため、年間を通して実施校に対して事前及び事後アンケート（自己評価）を実施した。文化芸術活動による交流のアンケートの結果からは、特別支援学校生徒も中等教育学校生徒も活動に対して非常に有意義であったと捉え、相手校の生徒とも積極的に関わったことも示されていた。特に中等教育学校の生徒は、関わりに対し、大きな割合で前向きに変容したことが分かった。

イ 地域への理解啓発

ミュージカル公演、愛顔のふれあいフェスタを実施するに当たり、地域の小・中学校や高等学校、福祉サービス事業所、関係機関等にポスターや案内状を配布し、宣伝を行った。このことにより、地域住民を含め多くの参観を得ることができ、障がい者理解の促進に大変効果があった。参加者から、交流及び共同学習の意義に関する感想が寄せられ、「心のバリアフリー」を一般にも広げていくことができた。

ウ 交流及び共同学習の実施上の工夫

障がい者スポーツによる交流及び共同学習では、県障がいスポーツ地域コーディネーターを講師として招くなど、障がい者スポーツに親しみ、楽しんで競技に参加できるよう専門家の協力を得た。専門家の講習により、特別支援学校の生徒が、障がい者スポーツのルールの手順の説明などを行ったり、競技の運営補助として得点や記録、ボール拾いに関わったりと、地域の人や交流相手校の生徒と関わりが意図的にできるように工夫した。こうした取組により、特別支援学校の生徒の主体的な活動を促すことにつながった。

事業の課題とその解決のために必要な取り組み

スポーツ大会や発表会などイベント的な活動は、集客力があり、盛り上がりの面ではとても効果的である反面、単発的な活動で終わったり、発表すること自体が目的になったりすると、交流及び共同学習本来の目的から離れていく要素も含んでいる。

充実した活動を行うためには、事前に、児童生徒や活動に関わる関係者に対し、担当する教職員が活動のねらいを明確にし、理解を深めておくことが大切であり、交流及び共同学習実施後は、児童生徒が活動してみてどう感じたか、今後どのような活動をしていきたいかなどについて、振り返りを行うことが、児童生徒の理解を深めるとともに、交流及び共同学習に対する関心を一層高めることにつながる。

実際の活動と合わせて、交流及び共同学習に意義を迫る事前・事後の教育活動が、生徒の意識の高揚や態度の変容をさらに高めるためにも非常に重要であった。次年度以降も、研修等の機会を通じて本事業で取り組んだ好事例を紹介したり、継続する特別支援学校と地域との交流活動に活かしたりするなど、交流及び共同学習の更なる充実に向けて取り組んでいきたい。

今後は、本事業の成果をもとに、各学校においては、交流及び共同学習を実施する意義を再度、学校全体で確認し、児童生徒だけでなく教員も理解し合えるような質の高い取組にしていく必要がある。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の一員であるという認識を、さらに地域社会に啓発し、より一層の障がい者に対する理解の促進が図られるように取り組んでいきたい。